

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和5年11月27日（月）

午前10時開会、午後1時16分閉会

場 所 第2委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 教育委員会関係
    - (2) 保健福祉部関係
    - (3) こども未来部関係
    - (4) その他
  - 4 閉 会

---

出席委員（8名）

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委 員	吉田	千鶴子
委 員	鈴木	一彦
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者（25名）

保健福祉部長  
社会福祉課長

羽生 元幸  
坂本 英宣

障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	平井 康裕
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
参事	中島 健一郎
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	田上 秀之
行革デジタル推進課長	元川 宏
行革デジタル推進課公共施設マネジメント推進室長	川中 信樹

---

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

---

傍聴者（なし）

---

○矢口委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。それでは、説明に入ります。説明の順番は、教育委員会、保健福祉部、こども未来部、その他となります。

まず、教育委員会の案件について協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和5年、11月27日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず、小中学校就学援助事業の補正予算（案）について執行部より説明願います。

○塚本学務課長 サイドブックス資料のほうは、資料①をお願いいたします。小中学校就学援助事業の補正予算案について御説明をいたします。1の補正の理由でございますが、令和5年10月より実施となりました学校給食費の無償化に伴いまして、経済的にお困りになっている御家庭に学用品費などの就学費用の一部を援助します就学援助費及び特別支援学級の在籍児童生徒を対象といたします特別支援教育就学奨励費について、10月分以降の給食費相当額の保護者負担がなくなることから、歳入及び歳出予算の減額補正をお願いするものでございます。2の補正予算額でございますが、歳入といたしましては、2項、7目教育費国庫補助金について、2節小学校費補助金167万5,000円、3節中学校費補助金84万円を減額補正し、歳出といたしましては、2項小学校費及び下段にございます3項の中学校費に係る2目教育振興費、19節扶助費について、準要保護者976人及び特別支援教育就学奨励費対象予定者420人分の不用見込額といたしまして、小学校費2,031万9,000円、中学校費1,328万7,000円を減額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆さんから質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。つづきまして、亀城プラザ及び生涯学習館指定管理者指定管理委託料の補正予算（案）について執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長 資料につきましては、②をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）のうち亀城プラザ及び生涯学習館の補正について説明をさせていただきます。まず、上のマル、亀城プラザ管理運営事業でございます。補正の理由につきましては、指定管理者である産業文化事業団の職員の人事異動に伴い、事業に係る委託料589万4,000円を減額補正するものでございます。つづきまして、生涯学習館事業も同様に指定管理者である産業文化事業団の職員の人事異動に伴い、事業に係る委託料308万9,000円を減額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。市民会館指定管理者指定管理委託料の補正予算（案）について執行部より説明願います。

○中澤文化振興課長 資料の③をお願いいたします。市民会館指定管理者指定管理委託料のうち舞台管理運営業務について入札差金が生じたことから、12節委託料49万2,000円を減額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から御質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 こちらもなきようですので、続いてまいります。霞ヶ浦文化体育館等管理委託料の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○寺崎スポーツ振興課長 資料の④をお願いいたします。霞ヶ浦文化体育会館管理委託料の増額補正でございます。補正の理由です。当体育館については、令和4年9月から体育室の空調設備が稼働開始となったことで、光熱水費のうち使用電気料が増加しております。そのような中加えまして、今年度の電気基本料金が予想を超える値上がりになったことや連日の猛暑の影響で空調設備の使用量が著しく増加したことにより、当初予算では不足が生じる見込みとなっております。したがって、上段の光熱水費から下段の人事異動により減額となる体育館職員人件費を相殺した差額、そちらについては下の表となりますが、12節委託料について83万5,000円を歳出増として要求するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、続いてまいります。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備事業に伴う債務負担行為について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は、サイドブックス資料5、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備事業に伴う債務負担行為についてをお願いいたします。はじめに、1の概要でございます。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備事業につきまして、上大津地区小学校適正配置実施計画に基づき策定しました(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画により令和10年4月の開校に向け、新たに統合小学校を整備するものでございます。この後、議案関係の7番で御説明させていただきますが、本議会において統合小学校建設候補地である北側拡張部分に係る財産の取得について議案として上程しており、議決後、地権者との契約を予定してございます。今後はその他の案件で改めてプロポーザルの実施について御説明をさせていただきますが、今年度中にプロポーザル方式により統合小学校に係る基本実施設計業務の業者の選定を実施し、令和5年度から7年度までの継続事業として統合小学校整備に係る基本実施設計業務を実施してまいります。つぎに、2の補正の理由でございますが、今年度中に基本実施設計業者の選定を実施するに当たり、令和5年度から7年度までの継続事業として実施する基本実施設計業務委託の予算についてあらかじめ債務負

担行為の設定をお願いするものでございます。3の債務負担行為設定額でございますが、令和5年度から7年度の3年間で2億1,452万2,000円でございます。全体予算の配分内訳といたしまして、今年度は3月末に契約を締結予定のため、実質的な事業開始となります令和6年度について30パーセント、令和7年度について70パーセントの割合といたします。4の今後の予定につきましては、記載のとおりでございますが、3月に契約交付者の特定及び公表、令和6年度基本設計、7年度実施設計、令和8年度から9年度の2か年で工事、令和10年4月開校となっております。

○矢口委員長 この件は、基本実施設計業務委託の分の債務負担行為ということですね。それでは、委員の皆様から質問、御意見等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市生涯学習館の指定管理に伴う債務負担行為について執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長 資料の⑥をお願いいたします。土浦市生涯学習館の指定管理に伴う債務負担行為でございます。生涯学習館につきましては、指定管理期間が今年度で満了となることから、来年度当初より施設の円滑な管理運営業務に着手するため、今年度中に手続を進める必要があることから、指定管理料について債務負担行為を設定するものでございます。当施設は、公共施設等再編再配置計画で閉館とする方針が示されております。施設の閉館時期につきましては現在検討中であることから、指定管理の期間は1年ごとと考えております。債務負担行為設定額につきましては、大きい3番でございますとおり、4,457万7,000円でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から質問等ございますか。

○吉田(千)委員 債務負担行為そのものは、もう私もこれで承認という形でございます。ちょっと確認をさせてください。生涯学習館は3年後に閉館という形になるということではよろしかったでしょうか。

○佐賀生涯学習課長 生涯学習館につきましては、耐震がない状態の建物でございます。既に50年を経過する建物でございますので、課題の残るところでございますので、公共施設再編再配置計画のほうでは閉館というような形の方針が示されております。今後も利用者の方には、別な施設のほうをとりあえず御案内するような形をとらなければならないというような状況もございますことから、説明の期間を経まして、早急に課題を解決するというようなことが必要な施設となっております。閉館時期につきましては、現在検討している最中でございます。御案内の期間も含めて今後指定管理については、1年ごとで考えていかなければならないような施設となっております。

○吉田(千)委員 今使っていらっしゃる方々に丁寧な説明と、次行っていただけの施設、そういったこともしっかり決めていただけるように、御案内できるようにお願いしたいと存じます。

○佐賀生涯学習課長 利用者の方々に丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備事業用地取得契約の締結について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は、資料⑦、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備事業用地取得契約の締結についてをお願いいたします。本案件は、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に定められている予定価格が2,000万円以上かつ5,000平方メートル以上の不動産の買入れに該当しております。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校につきましては、令和10年4月開校を目指し、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画に基づき事業を推進しております。この度、統合小学校建設候補地である北側拡張部分となります4名の地権者との協議が整いましたことから、本案件について議会の承認をお願いするものでございます。はじめに、買収の目的でございますが、統合小学校整備事業に伴う用地取得が目的となります。統合小学校建設候補地につきましては、次のページ、2ページ目でございますとおおり、上大津東小学校北側に隣接する場所でございます。この度買収いたします土地の所在地につきましては、土浦市沖宿町字石橋2484番1他、5筆でございます。詳細につきましては、3ページに記載の6筆でございます。地権者につきましては、A、B、C、Dで記載させていただいており、赤色の点線が各4名の持ち分でございます。お手数でも、1ページにお戻りいただきたいと思います。地目は、畑、一部原野となっております。面積は総面積になりますが、9,959.25平方メートル、買収の方法は随意契約、買収価格につきましては総額8,144万981円でございます。買収の相手方は地権者4名でございます。なお、地権者4名の皆様の御理解、御協力の下、仮契約につきましては10月10日に締結しており、本議案について議会の議決が得られた後、本契約を締結する予定でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から質問、御意見等ございますか。

○勝田委員 取得に関してはこの場所ということで全く異論はございません。質問です。これは延べにならしますと、坪2万7,000円ぐらいになると思いますが、計算しますと、それぞれ条件も若干違ふとか、調整の畑であるとかということもあるわ

けですが、どういう形で値段が算出されているのか。もちろん算出根拠があった上でやられているということは分かるので、確認のために教えてください。A、B、C、Dで今申し上げたとおり区画の条件が若干違って、4人地権者も別ですから、それぞれの値段は結構なのですが、そういった状況も考慮してやっていらっしゃると思いますが、一応その確認と、それから、これは埋蔵文化の範囲内でしたでしょうか。2点教えてください。

○塚本教育総務課長 まず、不動産鑑定の部分でございますが、不動産鑑定土地の補償額につきましては、各鑑定士で判断基準が変わってしまっただけにはいけないために、きちんと国が定めた補償基準の基に近傍類地の取引価格を基準にしまして算定することとされております。したがって、今回の取引価格につきましても、市街化調整区域内の畑、宅地見込地として近傍類地の取引価格を参考に、適正で公平な価格を算定してございます。先ほどの単価の部分につきましては標準宅地価格を基に、それぞれ個別になりますが、角地や地形等がプラスマイナスとなった形で算定をしてございます。そのほか、埋蔵文化財の部分につきましては、この後試掘を今年度中にやる予定でございます。

○勝田委員 開発だからやるということですか。そもそもここはエリア内でしたでしょうか。

○中澤文化振興課長 こちらのA、B、C、D、Eの用地買収予定地ですけれども、周知の遺跡に該当しております。ですから、今総務課長がおっしゃったように、埋蔵文化財の確認調査をやる予定で、土の中にありますので、やはり確認しないとはっきりとは分かりませんので、その後遺跡が確認されれば、本調査というような方向になってくるかと思っております。

○勝田委員 そうすると、これは買主負担でやるということでしょうか。行政だからというか、通常事業者だと買主が負担するのでしょうか、費用ももちろん掛かることですから、実際にやった結果、本採掘の必要性が出ることもありますね。買収によっては、そうすると時間的にもちょっと送ってしまったりすると思いますが、掘ってみないと分からないというのは分かるのですが、事業計画が例えばこれが本採掘になると多分半年ぐらい遅れたりすることがあるかと思います。その辺りはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○塚本教育総務課長 まず、試掘の部分につきまして当初予算のほうで埋蔵文化財の委託として予算を計上させていただいております。本掘になりましたら、関係につきまして来年度の予算で考えておまして、期間としては基本と実施設計でそれぞれ1年ずつ設けて、2年間ありますので、その期間で全て終了するというように考えてございます。

○勝田委員 分かりました。それは理解しました。それと、土地の引渡しに関して、昔で言う瑕疵担保責任になります。いわゆる土地がそもそもの性能を有してない場合の条件、つまり地下に何か入っていたりとか、土壌に関して何か問題あったときの処理、契約というのは行政の契約で入れるのですか。それとも、そういったものは一切取りませんという契約なのでしょうか。

○塚本教育総務課長 今回は畑地ですので、そもそもその工作物の部分については、特に保証といたしますか、そういった部分は設けてございません。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市生涯学習館の指定管理者の指定について執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長 資料につきましては、⑧をお願いいたします。土浦市生涯学習館の指定管理者の指定についてでございます。債務負担行為でも説明させていただきましたが、土浦市生涯学習館につきましては指定管理期間が今年度で満了となることから、令和6年4月1日以降の指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。2番の指定管理の期間は1年間と考えております。3番の指定管理の候補者ですが、記載のとおり引き続き一般財団法人土浦市産業文化事業団を考えております。4番の選定の理由でございますが、指定管理期間を短縮した場合、新たな事業者の参入は難しく、公募による選定はなじまないことから、現在の管理者としたいということが選定の理由でございます。施設の概要につきましては、5番に記載のとおりでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。つぎに、報告関係に入ります。まず、専決処分の報告、下高津小学校施設管理に係る損害賠償の和解について執行部より説明願います。

○田上指導課長 資料の⑨を御覧ください。専決処分の御報告です。下高津小学校施設管理に係る損害賠償の和解についてでございます。事故発生の日時、事故発生の場所でございますが、令和5年6月29日、木曜日、午前8時頃、土浦市立下高津小学校地内でございます。事故の概要ですが、職員作業で体育館からプールにテントの部品、具体的にはテントの足の部分なのですが、こちらを教員が運搬中に職員駐車場に止めてあった被害者の自家用車に接触をさせてしまい、リアハッチに傷がついてしまった事案でございます。次のページに事故発生場所及び車両の損傷写真を掲載しております。御確認ください。前のページにお戻りいただきまして、和解の概要でござ

いますが、市は相手方に対し6万3,019円を支払いし、相手方は本件事故に関しては双方とも債権債務関係が損しないこととなっております。和解日は、令和5年8月21日でございます。なお、8月21日の和解後に保険会社との最後の手続等の事務処理を行った関係で、9月議会には報告が間に合いませんでしたので、今回の御報告となっております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、専決処分報告、土浦第一中学校施設管理に係る損害賠償の和解について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料のほうはサイドブックス資料10をお願いいたします。専決処分報告、土浦第一中学校施設管理に係る損害賠償の和解について御報告をさせていただきます。1の事故発生日時及び2の事故発生場所でございますが、令和5年7月20日、木曜日、午前11時頃、土浦一中地内において発生いたしました。4の事故の概要でございますが、職員が電動刈払機で校内の草刈りを行っていたところ、飛び石が給食室脇の駐車位置に停めていた相手方職員の自家用車のバンパーほか4か所、フェンダー、ヘッドライト、ボンネットに当たり、傷がついたものでございます。2ページから4ページに事故発生場所及び車両損傷写真を掲載してございます。お手数ですが、1ページへお戻り願います。5の和解の概要でございますが、土浦市は相手方に対し車両修繕料等として27万2,360円を支払ったもので、9月25日に和解となっております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。その他に入ります。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備基本実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料⑪(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備基本実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施についてをお願いいたします。はじめに、1の目的でございますが、本業務は(仮称)上大津地区統合小学校について、統合小学校整備基本計画のメインコンセプトでもございます「未来へ歩む地域とともに、子供たちの成長と新時代の学びを支える学校」を整備するものであり、校舎の新築等の設計のために設計の段階から創意工夫が必要となり、技術的に高度で専門的な技術、知識が要求される業務でございます。公募型プロポーザル方式を実施することにより、設計料の多寡による選定によってのみではなく、参加表明書や技術提案書等により、経験、技術力及び創造性などを適正に審査し、最も適した契約の相手方候補者を選定

特定するものでございます。二つ目として、委託期間につきましては令和6年3月から令和8年3月10日を予定しており、3月末に契約を締結した後、令和6年度に基本設計を令和7年度に実施設計を予定してございます。3の選定検討委員につきましては、学校施設の在り方に関する学識経験者、地域施設計画に精通した学識経験者及びICT教育に関する学識経験者の外部委員3名のほか、総務部長、教育部長の5名でございます。4につきましては、プロポーザル選定検討委員会のスケジュールとなっており、3回のプロポーザル選定検討委員会の後、3月7日に契約候補者の特定及び公表を予定してございます。なお、前回の委員会で御審議いただきましたとおり、上大津東小学校の既存体育館につきましては、新築の方向で提案をいただく予定でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問はございますか。

○福田委員 このプロポーザル方式について説明をしていただけますか。

○塚本教育総務課長 通常ですと、一般競争入札というのは価格等で入札をしまして選定する方法がでございます。今回のプロポーザル方式につきましては、あくまでも設計の設計業者を選定することによって、今後その方と一緒に学校の現場の意見を取り入れながら基本設計を進めていくということで、技術提案を受けるものでございます。そのほかに例えば大きいものと、そもそもの建物自体を設計したものをいただく方式もございますが、今回はあくまでも設計業者を選定させていただくプロポーザル方式となっております。

○矢口委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市立学校2学期制の導入について執行部より説明願います。

○田上指導課長 資料の⑫を御覧ください。土浦市立学校2学期制の導入についてでございます。まず、説明に先立ちまして、本件の報告についての不手際について簡単にお詫びを申し上げたいというふうに思います。この後経緯のところでもお伝えをいたしますが、2学期制の導入に当たりましては、令和元年度から2年間にわたって実施をいたしました実証事業の後、コロナ禍の影響により一斉導入が見送られた事情がございました。今年度、コロナが5類になったことから、改めて2学期制の導入について、11月の教育委員会定例会での議決に向けての準備を進めてまいりました。市民の代表である文教厚生委員の皆様への報告については、この定例会の正式決定を前にお伝えをしてしまうことで無用な誤解を与えてしまうおそれがあったことや、11月13日の総合教育会議で様々な意見をいただいたのですが、その意見に対しての協議や検討を重ねていたこともございまして、慎重に対応してまいりました。そのため、

今回の事前文教委員会での御報告となった次第でございます。正式決定後に速やかに文教厚生の皆様にお知らせをいたそうと考えていたところなのですが、新聞報道が先になされてしまうなどの不手際がございまして、皆様には大変失礼をしてしまったと深く反省をしているところでございます。この場をお借りしてお詫びを申し上げます。それでは、資料に基づいて説明を差し上げたいと思います。まず、導入の目的ですけれども、2学期制を導入することで、ゆとりの中でじっくり学べる教育活動を一層推進し、子供たちの確かな学力と生きる力を育成するために導入をいたしたいと考えているところでございます。経緯でございますが、学校2学期制につきましては、令和元年度から2年度にかけて市教育委員会と市学校長会が2学期制検討委員会を発足させ、土浦小学校と新治学園義務教育学校をモデル校に成績評価2学期制の実証事業を実施いたしており、一定の成果を終えることができました。予定では、令和3年度中に課題等の整理を行って、令和4年度からの一斉導入の方向で進めておりましたが、急拡大しましたコロナ禍による臨時休校等の影響により成績評価2学期制のみを先行して導入し、現在に至っているところでございます。しかしながら、成績評価以外の課題等については、未検証であるため、改めて今年度1年間で課題等の整理を実施し、その上で市民、児童生徒、保護者への周知や説明責任を果たしながら、令和6年度からの2学期制導入に向けた準備を進めているところでございます。制度についてですが、まず、2学期制とは何かと申しますと、1年間の授業日数を前期と後期の二つの学期に分ける制度のことでございます。3学期制と比較して、授業日数は、同じです。変わりません。評価期間が前期と後期の年の2回になるため、それに伴い通知表をお渡しするのも年に2回となります。つぎに、前後期の分け方ですが、10月のスポーツの日を含む3連休の前後で学級を分ける形になります。具体的には、前期は4月1日から10月第2月曜日まで、後期は10月第2月曜日の翌日から3月31日までとなります。長期休業につきましては、3学期制と同様で変更はございません。期待できることとしましては、こちらに五つほど挙げさせていただきましたが、根拠となっているのは、令和元年度に実施をいたしました実証事業で得られた成果でございます。その成果としましては、1点目として時間的なゆとりが生まれました。1学期当たりの期間を約100日と長くとることができますので、日々の授業の進め方に余裕が生まれたことと、成績処理や通知表作成のための事務処理の時間が削減されたことで教師がゆとりを持って子供たちに向き合う時間を生み出せるようになりました。2点目としては、授業づくりの幅が広がりました。ある程度長いスパンで問題解決型の事業に取り組めるようになりましたので、子供たちがペアやグループでの活動を通して自分の考えを広げたり、深めたりする協働的な学びの機会が増えました。3点目としまして、個々に応じた指導が可能になりました。時間にゆとりが生まれた結

果、児童生徒の理解度や到達度に応じた補習や発展学習を各単元で取り入れています。4点目としましては、より正確な評価を出せるようになりました。年間の授業時数の少ない音楽科や技術家庭科などでは、長いスパンで子供の学習の経過を評価の視点を増やして見るのが可能になりました。また、このことに加えて期待できることとしましては、学校行事の実施時期や内容、地域との連携による教育計画の見直しにより、各学校において特色ある教育活動がより進められるようになると考えております。最後に、今後のスケジュールでございますが、令和6年4月の導入を目途にこのようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様からございますでしょうか。

○鈴木委員 1点気になる点は、中学3年生に該当する9年生、その人たちの内申の評定の部分で、3学期制であれば11月に出てくる2学期最後の部分での内申の評定、ところが、これだと10月末の時点での評価で内申書が作られていくような形になると想像するのですが、そうなった場合、3学期制をとっている他市の学校と2学期制を採用した場合の差みたいなものが発生しないかどうか。なぜそこを心配するかというと、モデル校が土小と新治で、新治のほうは中学の部分があったけれども、土小ではなくてモデル校に本当は中学校を1校入れていただきたかったなという部分もあるので、その辺についてのお考えをちょっとお尋ねしたいのですが。

○田上指導課長 中学校の進路指導に係る内申の事務的な処理についてですけれども、こちらにつきましては、まず、10月に前期の評定内申が出ます。この10月の評定内申は、主に私立の高校に進学をする際の内申のいわゆる内申書の基礎になるデータとなります。そして、県立高校、公立高校を受験されるお子様たちは2月に出願をすることになるのですが、今回のこの成績の処理でいきますと、9年生におきましては2月の段階で学年末のテストを行い、直ちに評定の方を算出して、年間、前期と合わせた年間の成績評定を策定した上で、そちらを基に県立高校の内申書、調査書を作成するということになっております。この流れにつきましては、令和元年度から2年度にかけて行いました実証事業の中でも成績処理について、進路指導関係の成績処理について市の進路指導部の先生方と集まって協議をした上で、そのような形で進めていく統一性を図って行っておりまして、さらに、3学期制を敷いている他市町村、ただ、県南14市町村のうち3学期制を敷いているのは土浦市と河内町の二つの自治体だけでございます、ほかは全て2学期制に移行しておりますので、ほかの2学期制を敷いている各市町村とも連携を図って子供たちに不利にならないように、きちんとした統一性を図って実施をしてまいりましたので、その点につきましてはこの後も心配なく進められるかなと考えているところでございます。

○鈴木委員 私の心配している点が今のお答えで大丈夫だということが分かったので、くれぐれもほかにも2学期制だということで、土浦市の子供たちが不利にならないように配慮しながら実行をよろしくお願いしたいと思います。

○田上指導課長 しっかりと配慮しながら進めてまいりたいと思います。

○平岡委員 もう大分前のことですけれども、私もつくば市に勤務しておりました時に、つくば市はいち早く2学期制を導入いたしました。それで、心配になってくるのが夏休みの取扱いです。2学期制になった場合の夏休みや冬休みの取扱いで、夏休みは1学期の途中ということで、今までですと、1学期が終わって2学期が始まるまでの間の本当にお休みという感覚だったのですが、1学期の途中ですから、当然のことながら夏休みに教師の負担がとて増えましたというのは、夏休み中にできる学力向上対策ということで、つくば市ではいろんなことをさせられたというようなことはあるのですが、本当に自由研究の指導、それから、学力向上のための指導の期間というのを夏休み中に10日間設けて、個別指導とかいろいろな指導の期間に充てることがありました。そうすると、せっかくの夏休みで、教師の皆さんは自己研さんのための研修をしなければならないのに、子供たちの指導にも当たらなければならないという大きな課題があって、これは本当に良かったのかなど。結果から言えば、2学期制に私は大賛成です。けれども、その途中の長期休業中の学校の対応、子供たちへの対応というのがあまりにも今度大きな期待をかけて、登校して何かをすることになった時に、更に教師の負担が増えるのではないかという心配がございます。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○田上指導課長 先生方の長期休業期間中の御負担についてということで御質問いただきました。まず、長期休業期間中の先生方なのですが、基本的には出勤という形になっておりまして、週休日、土曜、日曜にお休み、夏季等休という形で5日間のお休みをいただけるというような形になっているのは、これは学期制に関わらず同じでございます。学期制を成績評価2学期制という形に変えてきたわけですが、今までは成績をもらってから、通信票をもらってから夏休みに入るというような形になっていたのですが、今度は夏休みが終わってから成績をいただくという形になるので、子供たちが夏休み期間中がんばったことがそのまま成績となって出てくるようなシステムになりますので、夏休みに入る前に行う3者面談の中で、子供たちに対して担任のほうからこういったところをがんばれると良いですねというようなお示しをさせていただいた上で、その中で夏休みに行く課題であるとか、自由研究であるとかを指しているのかなと思いますけれども、そういったものについての取組などについては、当然子供たちに無理のないように進められるような、そういった保護者と一緒にその計画について考えていたり、お話をしたりしております。先生方への負担という形

については、市の教育委員会としましては、先生方を集めて行う研修を通常であると夏休みに今までは回数を多くとっていたところですが、今お話をしましたように、夏休み中に子供たちがこう進めていくという3者面談であるとか、そういったものの準備に時間をかけたりすることもあり、さらに、学校に出向いてそういった自由研究であるとか、そういったものの学習会といったものも行う関係もありますので、できる限り研修のほうを参集型ではなくオンラインでできるような形で負担のないようにするものであるとか、学期制を2学期にすることで、先生方のゆとりの時間を使って、通常の学期中の授業日の中で放課後にオンラインで研修を行うなどの形をとって、夏休みに研修が集中しないように配慮をしてきたところでございます。ですので、大変暑い季節であって、子供たちばかりではなくて先生方も本当に体調を崩された方が結構おりましたので、今後も先生方の負担が極端に増えないように教育委員会としましては研修の持ち方であるとか、また、そういった自由研究等の応募等についての学習会についても過度な取組になるようなことがないように、その辺りのところは各学校に指導を続けていきたいと考えているところでございます。

○平岡委員 子供たちにとっても、教師にとっても夏休みが本当に楽しいもので、自分の授業力、それから、子供たちの学力の向上のために有意義に、有効に使われるような体制をしっかりと整えていっていただきたいと思います。

○矢口委員長 私のほうから1点。平岡委員から元教師の経験から質問があったと思いますが、この件に関して保護者からは何か意見をいただいていますか。

○田上指導課長 実証事業を行っていた中で、成績評価が2回になってしまうという部分については、いろいろな御意見等々があるというふうに考えていたところはあったのですが、成績をお渡しする前の3者面談の中で、7月と11月に行うのですが、成績を渡す前に細かな学校での取組の様子を保護者の方にお伝えをしておりましたので、思ったほど批判的な御意見というのは、通知が2回になってしまうということに関してはありませんでした。また、2学期になって大変良かったですというような意見としましては、授業がゆっくり設定できるといいますか、長いスパンで授業を設定できるので、話し合いであるとか、意見交換であるとか、調べ学習であるとか、そういうような学習を子供たちができるようになったことで、大変ICTとも絡みますが、調べ学習などそういったのがすごく意欲的になるようになったというような御意見を保護者の方からいただいて、それはすごく成果としてあったのかなと考えているところでございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、次にまいります。令和5年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 先ほど福田委員のほうからプロポーザルの実施についてということで御質問に対して回答させていただいたのですが、補足して回答してもよろしいでしょうか。まず、プロポーザルの件になりますが、先ほど設計業者のほうを選定するというお話させていただいたのですが、加えて技術提案をいただくものでして、技術提案を受けて、その中でより良い設計業者を選んでいくわけなのですが、その後にその技術提案、設計士さんから技術提案がされますので、そういったところの良いところ取りというか、メリットの部分を取って、改めて基本設計等に取り組むことがプロポーザルのメリットと考えておりますので、補足して説明させていただきました。それでは、資料の13をお願いいたします。令和5年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果についてお願いいたします。日時は、令和5年11月13日、午後1時から、教育委員会会議室において市長、教育長及び教育委員4名による総合教育会議を開催いたしました。この会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有してより一層民意を反映し、教育行政を推進するため、協議を行う場として法律で設置されているものでございます。今回は、先ほど指導課長から御説明がありまして、令和6年度から市立学校で導入を予定している2学期制について、その期待できる効果や留意すべき点などについて、望ましい学期制の在り方について協議を行っております。会議においては、子供たちの見極め時間が増え、問題解決型の学習に取り組めるなど、2学期制に対しメリットの方が多いと前向きな意見が多く、皆様から賛同を得られております。主な意見については、記載のとおりでございますが、今回協議でいただいた意見を参考に、課題となる部分について対応策を検討した上で、2学期制の導入に向け準備を進めてまいりたいと存じます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。学校給食における危険異物(金属片)の混入について執行部より説明願います。

○小池学校給食センター所長 サイドボックス資料⑭学校給食における危険異物(金属片)の混入についてをお願いいたします。今年度になりましてから、私どもの学校給食センターが提供しました給食に金属片の危険異物が混入するという事案が3回ほど発生してしまいました。御心配と御迷惑をお掛けしましたことお詫びいたします。現時点におきまして、混入経路等については判明しておりませんが、これまでの経緯等について御説明させていただきます。まず、1の発生状況についてございま

す。事案1発生日は5月2日、場所は真鍋小学校4年2組でした。献立はかぼちやのシチューで、危険物は長さ約6.5センチの針金状の金属片でございました。発見時の状況としましては、全児童に配膳が終わり、いただきますをした後、まだシチューが残っていたので、担任の先生が追加を希望する児童に残りのシチューを配っていたところ、食缶の中に金属片が混入していることに先生が気が付いたものでございます。なお、児童がこの金属片を口にすることはありませんでした。健康被害等につきましては、同献立を食べた他校も含めて腹痛等の体調不良を訴える児童等はありませんでした。混入経路等については、不明です。事案2につきましては、発生日が6月27日、場所は新治学園義務教育学校の3年1組、献立はツナとトマトのスパゲティでした。危険物の状況は長さ約1.8センチの針金状の金属片、発見時の状況としましては食事開始後に児童がツナとトマトのスパゲティを食べた際、口の中で違和感を感じたため口から出してみたところ、金属片であったというものでございます。健康被害等につきましては、幸いにも金属片を口にした児童にけがはありませんでした。また、同献立を食べた他校も含めて腹痛等の体調不良を訴える児童等はありませんでした。混入経路等については、不明でございます。事案3発生日は9月21日、場所は荒川沖小学校2年2組、献立は和風サラダでした。正式には、りっちゃんサラダといいまして、スタディーメニューと呼ばれるものでございます。1年生の国語に、サラダで元気という主人公のりっちゃんが病気のお母さんのためにサラダを作っただけというお話があるのですが、そのりっちゃんが作ったサラダを再現したメニューとなっております。学校給食豆知識でございます。危険物の状況としましては、コの字状のホチキスの針で、最もポピュラーなサイズのどこにでもあるホチキスの針でございました。発見時の状況としましては、児童が食事を開始しようと、りっちゃんサラダを一口分箸でつまんだところ、野菜の下といただきますか、お皿の中にホチキスの針が入っていることに気が付いたというものでございます。なお、児童がこのホチキスの針を口にすることはありませんでした。健康被害等につきましては、同献立を食べた他校も含めて腹痛等の体調不良を訴える児童等はありませんでした。混入経路等については、こちらも不明でございます。2の発生後の対応についてですが、一つ目として、各事案ともその日のうちに土浦保健所による立入検査を受けております。いずれの事案におきましても、センター内での混入の可能性は極めて低いとの見解をいただいております。二つ目として、事案1、2につきましては、施設内調理機器等の不具合による可能性も考え、調理機器等の破損やトラブル痕がないか、機器の一斉点検を実施いたしました。いずれの事案においても機器等に破損等がないことを確認しております。三つ目として、金属の成分検査を行い、混入した異物の特定をいたしました。事案3につきましては、いわゆる市販のホチキスの針で間違いはないことを確認し

ております。事案1及び2については、最初は缶詰の蓋を開けた際の一部ではないかという疑いを持ったのですが、検査の結果、SUS304と呼ばれるステンレスで、当該金属片は削られてできた可能性があるということが分かりました。このSUS304は、多くのステンレス製品に利用されているもので、当センターの調理機器等でも使われておりますが、先ほどお話しましたとおり、機器等の点検を実施し、削られたような傷や破損等がないことを確認しております。なお、事案1、2ともステンレスのSUS304というステンレスなのですが、事案2のものについては銅の成分も含まれているということで、元素組成SUS304のCuというものらしいのですが、二つともステンレスではありますが、同じものではないということが分かっております。四つ目として、同献立に使用した食材納入業者に対する調査を行いました。これまでに同様な事例報告があるか、また、当該金属片の混入の可能性、機器の損傷やトラブル痕がないかなどの調査を依頼いたしました。あわせて、原料から製品に至る工程及び及び異物混入防止対策についても調査をいたしました。調査結果としましては、いずれの業者からも当社の製品での金属片購入の可能性は極めて低いとの回答でした。異物混入防止対策としましては、金属探知機やエックス線検査でのチェックやストレーナー等を通すことによる異物混入の確認、目視検査の徹底等の報告がありました。最後に、再発防止についてでございます。学校給食センターにおいて食材搬入から調理等の全工程における目視等による異物確認を引き続き徹底するとともに、食材納入業者に対してもより適正な食材管理について要請を行い、再発防止に取り組んでまいります。

○矢口委員長 ただ今の説明について何かございますか。

○鈴木委員 再発防止についてのところなのですが、1、2、3のそれぞれ事案ごとに何かのアクシデントで、別々な要因で混入されているというのは分かるのですが、再発防止のところでは食材納入から調理配缶までの全工程とあって、もう1点付け加えて欲しいのですが、学校に納入された後に配膳員の方が配膳をしたいと思います。だから、そこから子供たちに行くまでの流れももうされているとは思いますが、そこも再度注意喚起をしたほうが、こういうことは少なくなってくるような気がするのですが、子供たち相手なので大変だと思いますが、その辺を先生たちの仕事が増えてしまって大変だと思いますが、配膳員の方、児童生徒含めて注意をしていって、なるべくこういう事案を減らして欲しいと思います。特に答弁はいいです。

○勝田委員 知らないのですが、教えてください。配膳は児童生徒さんが御自身でやっているということでしょうか。

○小池学校給食センター所長 給食当番ということで、子供たちがやっております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、こちらは本当に再発防止に向けて引き続き取組をよろしく願いいたします。つづきまして、令和5年度子供図画・習字展について執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長 資料の⑮をお願いいたします。令和5年度子供図画・習字展について御紹介をさせていただきます。12月7日、木曜日から12月17日、日曜までの期間、アルカス土浦1階の土浦市民ギャラリーにおきまして、小中学生が夏休みに作成いたしました図画・習字の作品を展示いたしますので、是非御覧いただきたいと思えます。

○矢口委員長 この件につきまして、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 こちらは私たちもなるべく見に行くようにさせていただきたいと思えます。つづきまして、令和6年土浦市二十歳のつどいについて執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長 資料につきましては、⑯をお願いいたします。令和6年土浦市二十歳のつどいについてでございます。成年年齢の引下げに伴いまして、昨年度より名称を成人式から二十歳のつどいに変更したものでございます。期日は令和6年1月7日、日曜日、場所はクラフトシビックホール土浦市民会館でございます。委員の皆様にも後日参加の御案内をさせていただきますので、御出席いただけますようお願いいたします。

○矢口委員長 この件につきまして、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市文化財保存活用地域計画について執行部より説明願います。

○中澤文化振興課長 資料の⑰をお願いいたします。土浦市文化財保存活用地域計画につきましては、第1回定例会の事前委員会において当概要版の御説明をさせていただき、第3回定例会では当計画が文化庁長官の認定を受けましたことを報告させていただいたところでございます。この度文化庁から詳細な指導を受け、当計画書と概要版が出来上がりましたので、タブレットのその他資料、計画プラン等、教育委員会のフォルダ内に掲載いたしましたので、報告させていただきます。

○矢口委員長 この件につきまして質問等ございますか。

○勝田委員 すばらしい資料で良いのですが、発行日を見ますと、令和5年11月発行になっておりまして、この市の概要なのですが、令和5年11月に発行する市の概要の人口が令和2年のものであったりということで、人口の減少は比較的緩やかだけ

れど、若干今は上昇に転じているというのが現状だと私は思っているのですが、こういうデータというのはいつ現在のものというか、何となく令和5年11月に目に触れる資料にしてはちょっとデータが前なのではないかなという感じを受けるのですが、いかがでしょうか。

○中澤文化振興課長 こちらのほうは国勢調査の数値で入れて欲しいという指導があったものでございまして、ちょっと古い数字になってございます。

○勝田委員 国勢調査の最新がこれなので、これしかないということですね。事情は分かりましたが、ちょっと目にするほうとしては違和感を覚えますね。分かりました。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 次にまいります。土浦市民会館の国登録有形文化財(建造物)の登録について執行部より説明願います。

○中澤文化振興課長 資料の⑱をお願いいたします。既に新聞報道等で御存知かと存じますが、本案件につきましては、国からの報道規制がかかっており、事後の御報告となりましたので、御理解のほどお願い申し上げます。1番目の報告内容記載のとおり、先週金曜日の11月24日に開催された国の文化審議会文化財分科会において土浦市民会館を登録有形文化財建造物に登録するよう、文部科学大臣に答申がされました。登録文化財としての特徴と登録基準については、2番目に記載のとおりでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、再開館記念第44回特別展「土浦のたからもの一守り伝える、未来へ」の開催について執行部より説明願います。

○木塚博物館副館長 資料19をお願いいたします。再開館記念特別展について御説明いたします。大規模改修工事が無事終了し、来年1月6日土曜日から一般公開をするに際し再開館記念特別展として、「土浦のたからもの」を開催いたします。開館以来収集してまいりました土浦市民の宝60点を一挙に公開するものです。記念式典を一般公開の前日、1月5日、金曜日、午前11時から予定しております。文教厚生委員の皆様にも御案内を差し上げますので、新年早々で恐縮ですが、御臨席賜りたく何卒よろしくをお願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 こちらは新年早々ということで楽しみにしております。以上で提出された資料の説明は、終了しました。それでは、そのほか何か執行部からございますか。

○小池学校給食センター所長 1件報告させていただきたいことがあります。特に資料ございません。この度学校給食におきまして台湾メニュー給食の提供を実施することとなりました。目的としましては、本年4月に台湾の台南市と友好交流協定を締結したことを受け、交流促進の一環として学校給食において台湾メニュー給食を実施し、食を通じた交流を図るというものでございます。実施日時としましては、来月12月6日、給食の時間でございます。土浦市立の学校給食センターが給食を提供している小中学校及び義務教育学校全24校で実施いたします。内容としましては、台湾メニュー給食の提供と台南市と本市の共通点などを紹介する、これは栄養教諭の先生に作っていただいたのですが、食育動画を配信いたします。ちなみに、当日のメニューなのですが、Aブロック、Cブロックにつきましては、ルーロー飯、こちら麦御飯を予定しています。ゴンワントン、台湾バナナ、牛乳と、Bブロックにつきましては、ダージーパイ、ゴンワントン、台湾バナナ、黒パン、牛乳というメニューを予定してございます。それと、当日は安藤市長が下高津小学校お邪魔いたしまして、子供たちと一緒に台湾給食を食べる予定となっております。

○矢口委員長 メニューに関しては、特に予算を使うわけではなくて、賄材料費の中からやりくりして作るということでしょうか。

○小池学校給食センター所長 そのとおりです。正直なところ、通常より安いか高いかと言ったら多少高上がりにはなっているのですが、特別高いというわけではなくて、当然メニューによって差はありますので、振れ幅の範囲内というところでやっております。

○矢口委員長 名前を聞いてもさっぱりイメージできないので、何かの時に写真を私たちに見せていただければと思います。

○小池学校給食センター所長 分かりました。

○矢口委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で教育委員会は終了をいたします。ここで暫時休憩といたします。

(午前11時14分休憩)

(午前11時20分再開)

○矢口委員長 再開いたします。保健福祉部の案件について協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和5年、11月21日、保健福祉部をお願いいたします。それでは、議案関係に入ります。まず、令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)(総合福祉会館施設整備事業)について執行部より説明願います。

○坂本社会福祉課長 社会福祉課の補正予算の説明をさせていただきます。資料①となります。総合福祉会館施設整備事業となります。まず、補正の理由ですが、土浦市総合福祉会館でありますウララ2は、平成9年度開業から25年が経過し、施設の老朽化等による修繕が年々増えている状況です。今回、4階及び8階のエアコンについて動作不良が生じておりますので、職員や利用者の健康面を考慮し、更新工事を行うために増額補正をお願いするものでございます。事業概要としましては、4階及び8階の室外機6機と、それに接続する室内機37機の更新工事となります。補正予算額は、歳出としまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、14節工事請負費で、補正額2,813万5,000円となります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から質問等ございますか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)生活保護対策事業について執行部より説明願います。

○坂本社会福祉課長 資料②となります。生活保護対策事業となります。まず、補正の理由ですが、社会福祉課が行っています生活保護の業務については、毎月生活保護システムというパソコンのシステムを使って厚生労働省に統計報告を行わなければならないということになっておりますが、令和6年4月からの報告から調査項目が細分化されるということが厚労省のほうから通達がございまして、これに伴いまして当該システムの改修が必要となったことから、増額補正をお願いするものです。なお、当該システムの改修費用は国庫補助の対象となることから、併せて歳入予算についても補正を行わせていただきたいと思います。事業概要としましては、当該システム改修を保守業者に委託しまして調査項目の追加を行います。補正予算額は、歳入が16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で、補正額50万4,000円となります。歳出が3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、12節委託料で、補正額101万円となります。

○矢口委員長 ただ今の説明について質問等ございますでしょうか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 資料のほうは③をお願いいたします。土浦市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について御説明させていただきます。この条例は、300万円を上限に対象者となります障害者の居室等の増改築、改造を行うために必要な経費について貸付けを行う条例でございます。貸付の実績はこれまでに26件の実績がございまして、平成19年度を最後に新規の利用者はおりません。条例を廃止する理由といた

しましては、この制度が始まりました当初と比べまして現在の障害者支援は介護保険法、障害者総合支援法などにより介護人材、介護事業が増加していること、また、福祉機器の充実した給付などほかの制度により在宅生活が送れるようになったことがあり、今後も貸付制度の利用者はいないと推測されます。現在、障害の改修に限ったほかの給付事業といたしましては、日常生活用具給付事業や重度障害者児住宅リフォーム費用助成事業がございまして、また、貸付事業といたしましては社会福祉協議会で行っております貸付利用者の条件等により無利子となります生活福祉資金による貸付制度がございまして、この条例につきましては、昨年度末に廃止いたしました高齢者への貸付条例と併せて廃止する予定で事務を進めておりましたが、議案の提出前に本市内の障害福祉団体より、その組織内で再度周知を行うための期間を求められましたことから、条例廃止の議案提出を見送りました経緯がございまして、それから1年が経過いたしましたので、この事業についてほかの市民等からの問合せもなかったことから、再度障害者団体に廃止の事案についての確認を行いましたところ、御理解を得られましたことから、改めまして令和6年度をもって条例を廃止しますと事務を進めるものでございまして。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございましてでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。つづきまして、令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)老人福祉センター等整備事業について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料のほうは④をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について老人福祉センター等整備事業でございまして、この補正案につきましては、土浦市総合福祉会館6階にあります土浦市老人福祉センターうららのエアコンの更新工事になります。1番の補正理由に記載のとおり、老人福祉センターは平成9年の事業開始から25年を経過し、施設の老朽化が進んでいる状況でございまして、現在、ロビー兼訓練コーナー、展示コーナー、事務コーナーのエアコンについて動作不良が生じておりますので、更新工事を行うため増額補正をお願いするものでございまして、2番の事業概要につきましては、ロビー兼訓練コーナー、展示コーナー、事務コーナーに設置しておりますエアコンの室外機1機と室内機6基のパッケージとなっているものでございまして、3番の補正予算額につきましては、工事設計を住宅営繕課にお願いし、算出いただきました469万円でございまして、なお、当該更新工事は、先に社会福祉課から説明がありました総合福祉会館整備事業に合わせて整備実施を予定しております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございましてでしょうか。

○鈴木委員 先ほどの4階、8階が社会福祉で、6階が高齢でしょう。それと、5階と7階は大丈夫なのかというのが1点と、先ほどの社会福祉課のところで、保育課のものも社会福祉のほうで予算は面倒を見るという、その2点についてお願いします。

○坂本社会福祉課長 先ほどの4階、8階の関係なのですが、当初総合福祉会館4階から上は全部社会福祉協議会のほうで施設の維持管理というところは見ていただいておりまして、その関係でそれを所管する社協のほうを所管する社会福祉課のほうで、財産となる修繕に関しては全部市役所のほうでやるということで今まで修繕等を行ってまいりましたが、各フロアの担当割り振りができているところは、その担当課のほうで行う。保育課や社会福祉協議会が入っている施設はまだまだ社会福祉課のほうで所管をしていくというようなことで今のところ割振りが決まっているので、管財課のほうでこちらに引越しする時に割振りを決めましたので、現在保育課も近年できた課ですので、そちらも含めて今のところは社会福祉のほうで面倒を見ようということの一括してやっております。その関係から7階、5階のほうも社会福祉協議会で施設を管理しておりますので、そちらのほうで何かがあれば、管財課の最初の割振りどおり社会福祉課のほうで見ていくというようなことで、今割振りを決めております。

○鈴木委員 5階、7階は大丈夫ですか。

○坂本社会福祉課長 今のところは大丈夫で動いておりますので、こちらのほうは見ておりません。

○矢口委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、次にまいります。令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)(案)一般管理事業について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料のほうは⑤をお願いいたします。令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)(案)について一般管理事業でございます。1の補正の理由につきましては、令和6年4月に介護報酬等が改定される予定となっております。そのことから、現在指定をしております介護保険システム及び介護事業所台帳管理システムの改修が必要となったことから、委託料の増額補正をお願いするものでございます。2番の事業概要につきましては、(1)主な改修内容といたしましては、介護報酬情報の新規加算等への修正となります。(2)といたしまして、開発事業者、介護保険システムのほうが①の株式会社茨城計算センター、介護事業所台帳管理システムが②のニッセイ情報テクノロジー株式会社でございます。(3)の改修費用でございます。介護保険システムが①のほうが44万、介護事業所台帳管理システムのほうが33万、合計77万円でございます。財源は国庫補助が2分の1、市負担分2分の1で、一般会計から繰入れするものでございます。3番の補正予算額につきまして

は、歳入が国からの補助金で2分の1、市の負担分の一般会計繰入金と同じく2分の1で77万、歳出は歳入と同額となります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 開発事業者がそのまま委託業者になっているという理解でよろしいですか。

○刈山高齢福祉課長 おっしゃるとおりでございます。開発事業者のほうに改修を予定してございます。

○鈴木委員 開発した業者が茨城計算センターとニッセイ情報テクノロジーの2社しかなかったのか、それとも、何社かある中で入札でここに決まって、その流れで改修もそこに頼むという流れ、どちらなのでしょう。

○刈山高齢福祉課長 介護保険が始まる当初から土浦市では住基関係ですとか、そういったものが全て茨城計算センターということでございましたので、そういった観点から茨城計算センターとなってございます。二つ目のニッセイのほうでございますが、こちらは茨城県のほうがこちらに統一したという経緯がございます。ですので、この市町村でもこのニッセイテクノロジーさんを使っているという状況でございまして、そのほかにもあるかとは思いますが、一応その指定がその同じシステムを使わないと連携ができないというところから、土浦市もこのシステムを使って44市町と同じものを使っているという状況でございます。

○矢口委員長 ほかにはございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)(案)地域支援事業費について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドブックス資料6をお願いいたします。令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)(案)について、地域支援事業費でございます。1番の補正理由につきましては、要支援認定者等が利用できる介護予防日常生活支援総合事業のサービスについて、利用者の自己負担額を除いた部分は介護保険から給付することになりますが、近年の要支援認定者の急増に伴う給付費の増加により令和2年2月以降、予算不足が生じる見込みであるため、増額補正をお願いするものでございます。2番の事業概要につきましては、地域支援事業費の項目で支出しております三つの事業に分かれてございます。表の左から介護予防生活支援サービス事業は、要支援認定者が介護予防日常生活支援総合事業を利用した際の介護保険からの給付でございます。真ん中になります介護予防ケアマネジメント事業は、要支援認定者が介護予防日常生活支援総合事業を利用するための計画作成に対する介護保険からの給付でございます。左側の審査支払手数料は国民健康保険団体連合会に委託しております。

す報酬請求の審査に係る手数料で、表の一番下がそれぞれの補正予算額になってございます。3番の補正予算額につきましては、まず、財源となります歳入でございまして、3款の国庫補助金、国の負担分、こちらは国の負担分となりまして、20パーセント、それに調整交付金約3.2パーセントを加えまして、約23.2パーセントの起債の額となつてございます。4款の支払基金交付金、こちらが40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分でございまして、27パーセントです。2ページに移っていただきまして、県の支出金でございまして、県の負担分が12.5パーセント、7款繰入金、1項の一般会計繰入金が市の負担分で12.5パーセント、残りを65歳以上の保険料分となるところでございまして、保険料増額補正は難しいことから、7款の繰入金、2項準備基金繰入により対応するものでございまして、歳入合計が3,443万3,000円、歳出につきましては、3款の地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、審査支払手数料で、記載のとおりでございまして、歳出合計は、歳入合計と同額となります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 羽生部長、何年か前で、要支援ができたのはどのぐらいでしたでしょうか。国保運協でちょうどその頃やっていて気になって聞くのですが、その部分の負担が増えていくとなると、これは将来的に介護保険、国保を含めて値上がりの状況が整いつつあるのでしょうか。

○羽生保健福祉部長 当然国の制度も常に変わってきて、国保制度のほうも平成29年に大きく改正して、方式を県も保険者に加わったというような経緯がございまして、その中で全体的にそれぞれの中で賄うというのが原則でございまして、例えば国保だとこの後説明がありますが、被保険者数が減ってくる中で1人当たりの医療費がやはり増えているというような状況で、県に納める納付金を本来被保険者の税込で賄うというような状況なのですが、それがなかなかもう難しくなってきたのかなということで、全体的には値上げといいますか、方向に近づけるためには値上げが必要だと。一方で、被保険者が減ってきて制度的に成り立たなくなりつつあるのかなと思われまますので、介護保険も含めまして国のほうでの制度をもう1回見直しというのが今後も必要になってくるのかなと思っております。ただ、その制度見直しがない中では各保険者のほうで何とかこれを破綻しないように動かしていくしかないと思っておりますので、我々としましてもそこをうまくそれぞれの市議会、国保運営協議会であるとか、そういったところと協議しながら進めていきたいと考えてございまして。

○鈴木委員 私もうっかり値上げという言葉を使ってしまったのですが、国保の場合は階層別や均等割などの計算方法があるから、自分のいる場所によっては値上げにならない人もいるし、上がってしまう人もいるしということだと思っておりますが、全体的に

は細分化されてきたことにより要支援という言葉が私もその当時は言葉の意味が実感として湧かなかったから、要支援にすると下がるのかなと思ったらそうではない結果が出て、今それでこういう質問をしました。先ほどの私の値上げというのは正しくないで、階層別に上がる上がらないというのがあるので、そこだけちょっと訂正をして、これは質問じゃないので、答弁は大丈夫です。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、次にまいります。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)国民健康保険事業について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)国民健康保険事業と次の令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)賦課徴収事業に関しましては関連がございますので、一括して御説明いたします。はじめに、一般会計補正予算案について御説明させていただきます。資料7を御覧いただきたいと思っております。今回の補正は、令和6年1月1日より子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国、地方の取組として出産する被保険者に係る国民健康保険税を軽減する措置が実施されます。軽減された国保税については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合で公費負担となることから、歳入に国及び県負担分を増額補正するものでございます。軽減対象となるのは事業概要でお示ししておりますとおり出産された被保険者の産前産後期間で、出産月を含めて前月から4か月間、妊娠が6か月間となります。つぎに、補正予算額について御説明させていただきます。16款国庫支出金の9節国民健康保険事業費負担金につきまして35万6,000円の増額補正、17款県支出金の8節国民健康保険事業費負担金につきまして17万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正額53万4,000円に市負担分の17万9,000円を合わせた71万3,000円が一般会計より国民健康保険特別会計に繰入れされるものでございます。つぎに、国民健康保険特別会計(案)について説明させていただきます。恐れ入りますが、資料⑧を御覧いただきたいと思っております。1の補正の理由及び2の事業概要は一般会計補正予算等で今御説明した内容と同じですので、補正予算額から説明させていただきます。1款国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分につきまして53万9,000円の減額補正、同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分につきまして17万4,000円の減額補正となります。その全額が国、県、市による公費負担となることから、7款繰入金金の8節産前産後保険料繰入金にて71万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 それでは、ただ今説明があったこの2件に関しまして皆様から御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市国民健康保険税条例の一部改正(案)について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 つづきまして、土浦市国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。この条例改正は、ただ今御説明いたしました一般会計及び特別会計の補正予算に伴う改正でございます。まず、1の改正理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法と一部改正する法律が令和5年5月19日に、この法律に関連する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布されました。公布されたことに伴いまして、国民健康保険税の改正部分については令和6年1月1日より施行されることとなりまして、この改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、所得割額及び被保険者均等割額を減額する措置について新たに規定するために、土浦市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。2の改正の概要につきましては、保険税の減額要件に出生に係る被保険者の所得割及び均等割額を妊娠の場合は4か月分、多胎妊娠の場合は6か月の減額する規定と届出に関する規定を設け、これらの改正による関連条文の整理等を行うものでございます。施行日等につきましては令和6年1月1日から施行することとし、改正後の規定については令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に関わるもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険については、なお従前の例によるものとするものでございます。なお、2ページから4ページまでは条例案文、5ページから19ページまでは新旧対照表となっております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市医療福祉費支出に関する条例の一部改正(案)について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料⑩を御覧いただきたいと思います。土浦市医療福祉支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正理由ですが、医療福祉費の支給において、県基準の所得制限内の妊産婦医療福祉費受給者証交付者、いわゆる妊産婦マル福交付者には市単独の妊産婦マル福を交付しております。市単独の妊産婦、マル福交付者は妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要

となる疾病又は負傷、いわゆる特定疾病に係る医療を受けた場合、後日償還払いの申請手続を行った上、最短2か月後に自己負担分以外の医療費のお支払いを行っております。一方、県基準内の妊産婦マル福交付者が特定疾病に係る医療を受けた場合は、医療機関において健康保険証とマル福を提示することで、自己負担分の医療費のみを窓口で支払うことができます。恐れ入りますが、2ページをお開き願います。参考例としまして、帝王切開で7日間入院した場合を例にとって御説明いたします。医療費が30万円と仮定した場合、現行では7割分が保険適用となりますので、左枠のとおり自己負担分は9万円となりますが、本来のマル福適用では1日入院300円で、今回7日分ですので、2,100円を医療機関の窓口で支払うだけで済みますが、市の単独事業では、これまでこの差額分を後日土浦市補助分として妊産婦さんの申請に基づきお返ししておりました。それを今回、後日申請せずに済むように、医療機関の窓口払いで済むように変更をするものでございます。この適用を令和6年4月1日から、市単独の妊産婦マル福交付者においても特定疾病で医療を受けた際に、1度に支払う医療費の負担や償還払い手続の負担を減らすため、自己負担分の医療費のみを窓口で支払うことができるよう条例の一部を改正するものでございます。また、本条例は昭和51年の全部改正以来、県や市の制度変更があるごとに改正を繰り返し今の形になっており、実際の運用が条例上では読み取りにくくなっております。よって、今回の市単独に妊産婦マル福制度変更に当たり、まず、文言の修正や表現の統一を公布の日から行い、令和6年4月1日から市単独、妊産婦マル福交付者へ制度を導入できるよう改正するものでございます。恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、2の主な改正内容ですが、第1条においては、重度障害者やひとり親家庭で所得制限を超えてしまっている人については、小児や妊産婦などのほかの区分に該当する場合は運用でほかの区分のマル福を交付しておりますが、条例上は読み取れないため改正し、妊産婦マル福受給者が特定疾病以外の医療費の償還払いの部分に自己負担額を控除する旨を読み取りにくいため、改めて加えるものでございます。第2条においては、妊産婦の所得制限に係る記述を削り、特定疾病に係る医療費の窓口支払いについて県基準と市単独の区分なく支援をするものでございます。施行日につきましては、第1条は公布の日から、第2条は令和6年4月1日から施行といたします。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)新型コロナウイルスワクチン接種事業について執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 資料の⑪をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）のうち、健康増進課1点目、新型コロナウイルスワクチン接種事業について御説明申し上げます。予防接種につきましては、接種後まれではありますが、副反応による健康被害が生じてまいります。しかしながら、健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられてございます。今回、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が生じた方3名に対しまして厚生労働大臣から認定の通知がありましたことから、救済給付に係る費用の増額補正をお願いするものでございます。なお、財源につきましては、全額国の負担金で賄うものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 3名の方の補償が54万3,000円だったということですよ。

○水田健康増進課長 勝田委員おっしゃるとおりでございます。

○矢口委員長 ほかによろしいですか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）保健センター管理運営事業について執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 つづきまして、資料の⑫をお願いいたします。健康増進課2点目、保健センター管理運営事業でございます。本年10月に健康増進や暮らしの充実に向けた取組に対しまして明治安田生命保険相互会社つくば支社様から寄付がございました。事業概要にお示しさせていただいたとおり、健康増進課で使用します消耗品や保健センター2階の栄養指導室にガスオーブン3台を購入するものに充当させていただきたいと考えてございます。なお、寄付金額につきましては、補正予算額、歳入の衛生費、寄付金の今回補正額の73万8,000円が明治安田さんからいただいた寄付金になります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようです。つぎに、報告関係に入ります。公用車交通事故に係る和解について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックスの資料13をお願いいたします。専決処分の報告について、公用車交通事故に係る和解についてでございます。本件は、地方自治法第180条、第1項の規定により公用車の交通事故に係る損害賠償の和解について専決処分をいたしましたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。本年8月に並木5丁目地内におきまして介護保険認定調査のため公用車を走行中、道路左側に停車していた相手方車両の右側を通り抜けようとした際に、相手方車両が発進したことで車体が接触し、車両の一部が破損したものでございます。この度の和解

の過失割合は3対7、こちらに応じた車両修繕に係る対物賠償に対する和解で、本年9月15日に専決処分したものでございます。今般の事故発生後、課内の職員に対しまして運転の際には細心の注意を払い、交通法規を遵守の上、安全運転に心がけるよう改めて注意喚起をいたしました。今後とも十分注意して公用車の運行に努めてまいります。

○矢口委員長 ただ今の件について何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。その他に入ります。土浦市障害福祉計画及び障害児福祉計画(案)並びに土浦市自殺対策計画(案)のパブリックコメントの実施について執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 それでは、資料は⑭を御覧いただきたいと思えます。資料の⑭土浦市障害福祉計画及び障害児福祉計画(案)並びに土浦市自殺対策計画(案)のパブリックコメントの実施について御説明させていただきます。障害福祉課で所管しております計画のうち、第6期土浦市障害福祉計画、第2期土浦市障害児福祉計画と土浦市自殺対策計画が本年度、令和5年度をもちまして実施計画が期間が満了を迎えますことから、次期計画を策定しているところでございます。この度、1期計画の案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施しますことの御案内でございます。次期計画案の一つ目、第7期土浦市障害福祉計画(案)、第3期土浦障害児福祉計画案は、障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標に関する事項やサービスの種類ごとの必要な量の見込みをまとめた計画でございます。また、計画案の二つ目、第2期土浦市自殺対策計画案は、自殺対策に関し基本理念を定めまして、自殺対策に関する施策や取組をまとめた計画でございます。パブリックコメントの実施期間は、令和5年12月15日から令和6年1月9日までを予定しております。パブリックコメントの公表のほか、実施方法は本市のパブリックコメント手続に関する要綱に沿って実施してまいります。パブリックコメントでの御意見を考慮いたしまして、各計画策定委員会での御意見をまとめまして、令和6年3月策定の予定となっております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(案)のパブリックコメント実施について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料15をお願いいたします。第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(案)のパブリックコメント実施についてでございます。本計画は老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的

に策定することとされておりまして、計画期間は3年間となっております。本年度当初から策定に向けた会議を開催しておりまして、令和5年11月19日の第4回の会議を経て案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施いたすものでございます。実施機関から意見の提出方法につきましては、障害福祉計画と同一となっております。今後のスケジュールでございますが、パブリックコメントを経た上で、来年の2月に第5回を開催予定となっております、そこで確定をし、3月に策定していきたいと考えております。次ページを御覧ください。第9次の概要でございますが、第1次計画では、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、生産年齢の人口の急激な減少等が懸念される2040年、令和22年を見据えて第8次計画を継承し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、地域の包括的な支援サービス提供体制、地域包括ケアシステムの深化、充実を目指して作成してまいります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、つづきまして、国民健康保険税の税率見直しの検討について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 国民健康保険税の税率見直しの検討について御説明させていただきます。資料⑩を御覧ください。1の国民健康保険特別会計の状況についてでございますが、恐れ入りますが、2ページを御覧ください。上段の青の実線で示しているのが市より県に納める必要がある国民健康保険事業納付金でございまして、令和5年度の確定額が約40億7,000万円となっております、令和6年度の仮算定額は約40億1,000万円となっております。この納付金は、県全体の保険給付費等について、国、県費等の公費で賄われない部分を県内の全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて分かち合う制度でございます。それに対しまして、真ん中の点線で示しているのが保険税による収入となっており、主に納付金の財源となっております。下段のオレンジの破線で示しているのが財政調整基金の残高となっておりますが、近年、歳入の保険税については被保険者の減少に伴い減少傾向にあるため、歳出の納付金の差額を補填するために、この財政調整基金からの繰入れを行っている状況が続いておりまして、令和7年度で財政調整基金が枯渇することが予想されております。県に納付金を納める前提としましては、県から医療費として交付金が支給されており、年度末に一定額の納付金を県に納めることになっております。簡単に申し上げますと、年度末に精算するというお考えいただければと思います。2番目ですが、国民健康保険税率の現状についてでございますが、右側3ページ、資料2を御覧いただきたいと思っております。上から3行目の黄色の網掛け部分が本市の税率となっております。

て、令和5年度における県内の税率等を比較しますと、当市の税率は県内でも低く設定されており、特に均等割については令和4年度に行われた賦課方式の3方式から2方式への変更した際の税率見直しの際に、変更により廃止した平等割の分を均等割に上乘せいたしました。コロナ禍の影響等による社会情勢を考慮し、被保険者の御負担を和らげるよう均等割の税率を設定したため、下位となっております。参考までに、表の上段の黄色の網掛け部分が本市の税率の人員を示しております。特に高齢者支援分の均等割は、県内44市町村中42番目と極めて低い税率となっております。過去の税率推移については、4ページのほうを参考までに御参照いただければと思います。直近では、御説明いたしました。令和4年度に税率改正を行っております。それでは、1ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。3の検討理由につきましては、

(1) といまして、国民健康保険の被保険者数は年々減少傾向であり、国保税の税収も減少傾向にあります。一方この表を御覧いただきますと、1人当たりの医療費は増加傾向にありまして、今後においても医療費負担増が見込まれております。(2) といまして、後期高齢者医療制度の被保険者は年々増加傾向にあり、後期高齢者支援金の大幅増が今後見込まれております。(3) といまして、県が令和4年度に財政安定化基金から取り崩した約35億円について令和6年度から県内市町村の納付金に加算される予定であることから、納付金増が見込まれております。現段階では、令和6年度の納付金の仮算定額では、令和5年度の納付金額を下回っておりますが、実際、令和5年度の本算定額では約6,000万円、約1.5パーセント上積みされておりますことから、令和6年度の本算定額でも上積みされると見込んでおります。(4) といまして、国保税の税収等の減により令和4年度において収支不足が生じ、財政調整基金から繰り出しているため、今後も収支不足が想定されており、令和7年度で先ほどもお話ししましたが、財政調整基金が枯渇することが見込まれております。以上4点の理由を踏まえて今後の収支見通しを検討した結果、収支不足になることが想定されることから、国民健康保険税の税率改正を検討するものでございます。上記の理由から、明日に開催予定の国民健康運営協議会で市長から国民健康保険税賦課方式の改正に関する事項につきまして諮問をいたします。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 税率の見直しの諮問が市長から明日、国保運協にあると。その後の運協のスケジュールでどのぐらいの期間で結論が出るのでしょうか。

○武井国保年金課長 予定としましては明日1回行いまして、おおむねのこのぐらいという形のシミュレーションをお示ししまして、委員さんからの御意見をいただきまして、12月にもう1回行いますので、1月に仮算定納付金の仮算定ではなくて本算

定額が出ますので、改めてその本算定額を入れまして、シミュレーションをしまして、1月下旬には確定しまして、答申とさせていただくような予定であります。

○鈴木委員 ということは、流れとしては3月議会に議案として出てくるということですか。

○武井国保年金課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員 議会は皆で話し合いますが、運協さんの出した結論に対しては何も言えないので、運協さんのほうでよく説明して結論を出していただくようお願いいたします。

○矢口委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は、終了しました。それでは、そのほか何か執行部からございますでしょうか。

○坂本社会福祉課長 社会福祉課から今後予定されております非課税世帯に現金7万円を給付する事業、こちらの現段階においての状況について口頭にて御報告させていただきます。現在、国のほうで給付事業のための予算化が進めている段階のため、正式な制度要綱が国から通達されておられません、おそらく給付対象が令和5年度分の住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円の支給額となると思われます。事業に必要な準備は現在進めておりますが、可及的速やかに支給するためには、今回の議会中に事業費や事務費の補正予算を行う必要がありますので、国の予算が成立し、正式な制度要綱の通達があり次第、補正予算を提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、1世帯当たり7万円の給付のほか、保健福祉福祉部としましては、医療、介護、保育施設等に対する物価高騰対策支援として医療機関、介護施設、障害福祉サービス施設、保育所等に対しても助成を行う予定であります。

○矢口委員長 国が決まったら即動き出せる体制でいるということですね。それ以外にはないでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 皆さんからもいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で保健福祉部は終了いたします。暫時休憩いたします。

(午後0時18分休憩)

(午後0時25分再開)

○矢口委員長 再開いたします。それでは、こども未来部の案件について協議を行ってまいります。早速議案に入ります。資料は、こども未来部のほうをお開き願ひしたいと思います。まず、土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について執行部より説明願ひます。

○野中保育課長 それでは、こども未来部の資料①-1をお願いいたします。土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。それでは、1番の主な改正の理由ですが、この度、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令のほう令和5年9月15日に公布されまして、これに伴い、運営に関する基準が改正され、特別利用教育の基準に関する読替え規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。ここで、特定利用教育とはということですが、小学校に入学する前に集団保育を経験させたいが、身近な地域に利用可能な幼稚園等がなく、保育所を利用する理由もないといった御家庭のために、例外的に地域の保育所を利用できるようにするもので、現在本市では該当がありませんが、今後に向けましてこちらの条例のほうを改正するものでございます。2番の改正の内容ですが、今回の改正では、特別利用教育の基準を規定した第36条第3項中、第6条第2項中の次に「特定教育保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのを「特定教育・保育施設（特定利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と文言を加えるもので、本市の条例でも同じ条文を引用しているため、条例第36条第3項の文言を修正するものでございます。3番の施行日につきまして、公布の日から施行すると思いたします。4番の添付書類といたしまして、資料①-2のほうに改正案文と資料、①-3のほうに新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。私立保育園整備事業の補正予算（案）について執行部より説明願います。

○野中保育課長 資料②をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）の私立保育園整備事業の補正案について御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、令和5年4月に新生めぐみ保育園の方が開設しましたが、開設する前に使用していた仮園舎につきまして、来年度からめぐみ保育園の分園として使用したいとの申出があり、県と協議を行った結果、分園として運営することになりました。来年度の運営開設に向けまして、今年度中に施設整備を行うに当たり、就学前教育と保育施設整備交付金を活用するため、当初予算に計上していないことから、増額補正をお願いするものでございます。こちらの分園を開設することで需要の多い0歳から2歳児の定員20名を預かることになるため、年度途中の待機児童の解消にも

大きく寄与するものと考えております。2番の事業概要ですが、(1)の整備内容、めぐみ保育園分園施設を整備し、3号認定の0歳から2歳児の20名を預かる予定でございます。昨年度までは2号認定の3歳から5歳児のみ仮園舎を利用していましたが、3号認定の児童に対応するため、柵の取付けや新規の設置、あと、トイレの改修工事等を行う予定でございます。(2)の負担割合は、国の方が2分の1、市と事業者の方が4分の1ずつになります。(3)の対象経費予定額なのですが、こちらは、247万5,000円、(4)の国補助が123万7,000円、(5)の市負担額が61万8,000円、(6)の補助金額としまして国補助と市負担額の合計185万5,000円を増額補正させていただくものでございます。3番の補正予算額についてですが、まず、歳入につきましては、16款国庫支出金、4項国庫交付金、2目民生費国庫交付金、4節児童福祉費交付金交付金については、当初予算額が0円で、今回補正額として123万7,000円を計上させていただき、補正後の予算額が123万7,000円になります。つづきまして、歳出につきましては、3款民生費、2項児童福祉費、6目私立保育園費、18節負担金補助及び交付金では、当初予算額のほうで0円で、今回補正しました185万5,000円を計上させていただき、補正後と予算額のほうで185万5,000円になります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。病児・病後児保育事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○野中保育課長 資料の③を御覧いただければと思います。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)の病児・病後児保育事業の補正案について御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、病児・病後児保育事業は、保護者が就労等により子供が病気の際に家庭での保育が困難な場合に、医療機関、保育所等に付設された専用スペース等で病気の子供を一時的に保育する事業でございます。本事業における体調不良児対応型につきましては、今年度新たに1施設、めぐみ保育園になります。こちらが当該事業を実施したことにより予算の不足が見込まれるため、増額補正を行うものでございます。2番の事業の概要ですが、(1)事業内容、体調不良児対応型は保育所等に通所する児童が保育中に体調不良となった場合に、保護者が通常迎えに来る時間まで緊急的な対応で保育体制を確保するものでございます。(2)の対象施設としまして、体調不良児対応型は4節のほうで実施しております。新規施設としましては、めぐみ保育園の1施設で、既存の施設としましては、あおぞら保育園、桜川保育園、新生めぐみ保育園の3施設になります。こちらの3施設の昨年度の実績になるのですが、こちらは1年間で406名の方に御利用いただいております。3番の補正

予算額ですが、歳入につきましては、16款国庫支出金、4項国庫交付金、2目民生費国庫交付金、4節児童福祉費交付金では、当初予算額が832万円で、今回の補正額の128万3,000円を計上させていただき、補正後の予算額が906万3,000円になります。また、同じく歳入では、17款国庫支出金、4項県交付金、2目民生費、県交付金で、2節児童福祉費交付金では国庫交付金と同額を計上させていただきます。つづきまして、歳出では、3款民生費、2項児童福祉費、6私立保育園費、18節負担金補助及び交付金では、当初予算額が2,496万4,000円で、今回の補正の385万1,000円を計上させていただき、補正後の予算額が2,881万5,000円になります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等はございますか。

○根本委員 (2)の年間の利用数が406名と言われておりましたが、あおぞら保育園、桜川保育園、新生めぐみ保育園の三つの園児の人数を教えてください。

○平井こども未来部長 体調不良児の対応ということで3施設ございます、あおぞら保育園が181名、新生めぐみ保育園が60名、桜川保育園が165名となっております。合計で406名とでございます。

○根本委員 全部の園児は、何名でしょうか。

○野中保育課長 手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。保育所給食調理委託事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○野中保育課長 それでは、資料④をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)の保育所給食調理委託事業の補正(案)について御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、公立保育所の給食調理は各保育所にて調理のほうを実施しておりますが、現在神立保育所においては令和3年度から令和5年度まで調理業務を委託しており、複数年契約による事業の効率化と人材確保等の事業の継続性を図るため、引き続き契約期間は令和6年度から令和8年度までとし、事業変更時には引継ぎ等が発生するため、事業選定及び契約につきましては令和5年度中に実施するため、令和5年度から令和8年度までの債務負担行為のほうを設定させていただきたいと考えております。2番の事業の概要ですが、(1)委託内容は保育所調理等委託で、(2)委託場所としまして土浦市立神立保育所、(3)委託料としまして年間ですが、1,355万円を予定しております。(4)委託期間としまして、令和6年度から令和8年度、3番の補正予算額ですが、債務負担行為を設定させていただ

き、事業は保育所給食調理委託料、期間は令和5年度から令和8年度、限度額としまして3か年を予定しておりまして、4,065万円を債務負担行為で計上させていただきたいと考えてございます。

○矢口委員長 ただ今の説明に対して質問等ございますか。

○福田委員 委託先はこれから絞るのですか。もう決まっているのですか。

○野中保育課長 委託先は同じような給食の調理業務のほうをやっているところがありまして、前回の3年前も指名競争入札という形で13社の応募がありまして、現在うちのほうで富士食品商事というところが受託しております。こちらにつきましては、契約担当課の管財課と今後協議してまいりたいと考えております。

○矢口委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。放課後児童クラブ推進事業及び放課後子供教室推進事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○野中保育課長 資料の⑤-1をお願いいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)の放課後児童クラブ推進事業及び放課後子供教室推進事業の補正案について御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、本事業は、小学校就学児童を対象に、授業終了後に学校の余裕教室を活用して適切な遊び及び生活の場を提供するものでございます。来年度から直営の東小学校児童クラブを民間委託に変更するに当たりまして、民間委託している事業者及び学校数が増加するため、改めて学校区分の再編を予定しております。市北部の都和小学校ほか2校の放課後児童クラブにつきましては、今年度に運営を直営から民間委託に変更しておりますが、来年度は新たに神立小学校を追加し、4校体制とし、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型で実施することにより人材確保を容易にし、両事業の連携を通じて育成支援や活動の質の向上を図ってまいります。また、市南部の下高津小学校ほか6校につきましては、平成28年度から放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で実施しており、今年度から新しい事業者が受託しておりますが、来年度は神立小学校に替えて東小学校を加えて、7校体制とするものでございます。来年度も引き続き今年度と同じように他事業者が参入しやすい環境を整え、事業の運営には児童の把握や支援員の確保に準備期間を要することから、速やかに契約し、質の高いサービスを提供することができるよう、令和5年度から令和6年度を期間とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。2番の事業の概要ですが、(1)対象施設等としまして①の北部ですが、まず、種別のほうが放課後児童クラブ及び放課後子供教室で、学校数が4校で、学校名は都和小、都和南小、新治学園義務教育学校、神立小になります。②の南部としまして、こちら種別が放課後児童クラブ及び放課後子供教室で、学校数は7校

で、学校名が下高津小、大岩田小、真鍋小、中村小、第二小、乙戸小、東小になります。別添の資料の⑤-2を御覧いただければと思います。こちらのほうに、放課後児童クラブ子供教室の委託状況を載せてございます。令和5年度のほうが今年度の状況で、隣の右側の表、これは令和6年度の予定になります。特にこの3番の東小学校、こちらのほうは今放課後児童クラブは直営で、放課後子供教室のほうはNPOのスポーツ健康支援センターで実施しているのですが、来年度は一体型の委託を考えてございます。一番この表の下のところ、令和5年度の児童クラブの数なのですが、直営が4校で、民間委託が10校、NPOが2校でございます。子供教室については、民間委託が7校で、NPOに委託しているのが9校になります。令和6年度、来年度ですが、児童クラブの数なのですが、直営のほうは1校減りまして3校、民間委託のほうは1校増えまして11校で、NPOは2校で変わらず、子供教室の民間のほうは7校から11校、NPOのほうは5校と減少する形でございます。資料の⑤-1に戻っていただきまして、(2)の全体事業費なのですが、こちらは3億1,605万2,000円で、負担割合は国が3分の1、県が3分の1、市の方が3分の1でございます。

(3)の業務委託期間は令和5年度から令和6年度、3番の補正予算額ですが、債務負担行為を設定させていただき、まず、事項で放課後児童クラブ運営委託料につきましては期間のほうが令和5年度から令和6年度で2億9,073万6,000円、放課後子供教室運営委託料につきましては期間が令和5年度から令和6年度、限度額のほうが2,531万6,000円で、全体の合計としまして3億1,605万2,000円を限度額で設定をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等はございませんか。

○福田委員 9ページの放課後学童クラブについて、各学校の学童クラブは現在何人ぐらいいるのか分かったら教えてください。

○野中保育課長 土浦小学校なのですが、入所している児童数が144名になります。下高津小学校が139名でございます。東小学校が106名、大岩田小学校が115名、真鍋小学校が144名、都和小学校が119名、荒川沖小学校が108名、中村小学校が84名、土浦第二小学校が120名、上大津東小学校が91名、神立小学校が118名、右廻小学校70名、都和南小学校が81名、乙戸小学校が69名、菅谷小学校が41名、新治学園義務教育学校が138名で、合計で1,687名でございます。

○勝田委員 非常に多くの子供たちに利用していただいているということで、本当に必要な事業なんだなというふうに思っております。そこで何点か伺いたいのですが、補正の理由の中に他事業者が参入しやすい環境を整えるということがありまして、本当にこれも最もなことだなというふうに思っております。そこで伺いたいのは、まず、

この区分けに関してなのですが、見ますと、現状だと同じ会社が、例えば南部と北部といますか、バラバラにやっつけらっしゃるような感じになっていると思います。今度、南部と北部というのを区分けした場合に、発注、委託する想定というのは南部はまとめて同じ会社、北部はまとめて同じ会社という想定なのではないかというのが1点目です。

○野中保育課長 まず、北部の4校につきましては一つで考えております。南部の7校につきましては今年度もそうだったのですが、数が多いことと、他事業者の参入も促すということを含めまして、こちらの委託を4校と3校に分けて委託する予定でございます。

○勝田委員 分かりました。伺った趣旨というのは、あまり多くなると大きなところでないと受けられないと思います。ということになると、数が絞られてきますので、ある程度事業者が複数といますか、多数存在する中から選べるようにしていただきたいという意味で聞きました。それと、2点目は、お話の中で放課後児童クラブと放課後子供教室は同じ業者さんといいますか、同じ主体のほうが良いのではないかとということで、私もそう思います。そうすると、一方で直営プラス放課後子供教室というところも三つ残るといいますか、令和6年度も予定されているようですが、今後は一本化していきたいなというお考えでしょうか。

○野中保育課長 来年度に東小学校のほうを民間委託する予定でございまして、体制が整い次第、こちらを民間委託のほうで実施していきたいと考えてございます。

○勝田委員 民間委託の方向ですので、私もそれにはどこだけ直営でやってくださいというつもりは全くありません。一方で前の委員会でも伺っていますが、もちろん発注主として市役所が関わっていただきたいといいますが、監督責任がどうしても出てくるといいますが、その辺りで伺います。民間委託になっていろいろな意見というのが出ているかと思えます。その辺りの吸収といいますが集約をされていると思えますが、より良いものにしていただくようにしていくしかないもので、その辺りというのはどのように、また、新たに募集をする時に反映させるという御予定などがあるのかなということを考えております。

○野中保育課長 実際この下高津小学校ほかは、平成28年度から同じ事業者にずっと委託しております。今年度から業者が変更になったのですが、当然子供たちの安全安心を、子供たちの状況を確認する必要もあることから、循環相談員という職のものを保育課で委託しているのですが、そちらを1名増やしまして、今まで直営だけしか見てなかったのですが、民間委託している事業者にも月2回、うちのほうで派遣して、子供の状況と職員の方のいろいろなお話を聞くようにしております。うちのほうで吸い上げなどが不足している部分もあったので、こちらは強化していきたいと考えてお

りますし、新しく事業者がなったということでいろいろ苦情等も出ているのですが、それらにつきましては今後うちのほうで内容を精査させていただいて、新たに仕様書等に組み込んでまいりたいと思っています。

○福田委員 各児童クラブの中に保護者会のようなものはあるのですか。

○野中保育課長 保護者会は全ての児童クラブにあります。

○鈴木委員 子供教室等児童クラブについて歴史的な認識を確認したいのですが、まず、平成28年に民間委託が始まっているはずですが。その前は直営でやっていて、児童クラブの現場が結構荒れていて、地域の人を借りなければならないということで、地域の民間の人たちにボランティア団体を組織してもらって、ボランティア団体ごとお手伝いに入ったり、月に1回ずつ何団体かが入って学童の子供たちにいろいろなガス抜きみたいなことをやった期間がありました。その民間の人たちが入ったほうが現場が落ち着くということで民間委託の流れができて、28年から民間委託になったという認識なのですが、最初は随契でした。入札をしないで。平成28年から去年まで同じ会社がずっとやっていたと思います。助走期間が終わって、競争させたほうがいだろうと。特に平成28年当時というのは、東京のほうで先行している大手しか民間の会社というのはなかったわけです。ただ、当時はこども家庭庁がなかったので、文科省などがその辺の考え方は、なるべく地元のボランティア団体の人たちが関わってくれたほうがいいですよという考えで、スポ少に声を掛けたり、いろいろなところに声を掛けて、幾つかのNPOがそれを受けてやっていたと。随契で大きい会社も入ったけれど、NPOも入っていた。ただ、ここにきて値段の問題が結構、民間の大きい会社だと高上りになってきていると。近隣でいうと阿見町などもそうですが、阿見町はずっと同じ会社がやっていて金額が高かったと。それで、阿見町の1発目の民間委託というのはNPOで、これは県から阿見町に紹介されてやりました。その時は金額が安かったのですが、次年度から民間になって今のところずっと右肩上がり、阿見町でもちょっと予算が掛かり過ぎではないかという議論もあるそうです。そういった中で、土浦は令和5年から指名競争入札にして、金額にして随契でやっていたよりも五千万近く下がっているはずですが。そういうことがあるから、入札が随契から指名競争に変わったということで、金額的な面では効果を上げている形になっていると思います。あと、いろいろ市長宛てにも要望が来て、回覧で正副議長にも文書が回って来たので、この前読ませていただきましたが、結局そこを讀んでみると、そういった不満の中身というのは民間の事業者と働いている人の関係です。そうすると、これは民民の問題で、議会に何とかしてくださいと言われても私たちが介入できる部分ではない問題なので。議会としては何もできないということは、議長と二人での話の中ではしてあるのですが、そういった保護者会、福田委員もおっしゃいましたが、保護

者会からの不満ということで、正副議長の手元にはその要望なるものが回覧で回って来ております。ただ、実際保護者がうちの子供たちが何か不利益を被っているのかというと、その点は一切ないんです。というのは、間に入っている指導員の皆さんは自分たちの雇い主がA社であろうと、B社であろうと同じように子供に丁寧に接してくれているから、対子供に対しての問題というのは若干小さい問題はあるでしょうけれども、大きな問題は起きていない。それは指導している方が一緒だから、当然であろうと思います。そうすると、民々の問題、要は雇用している会社と雇用されている人の調整をもちろん議会は介入できないし、そこを役所がどこまで踏み越めるのか否か、そこも過度な介入をしてしまうと非常にまずいし、特定の業者を誘導するような形になっては官製談合が成立してしまいますから。だから、役所側としては非常に難しい問題だとは思いますが、情報を共有しながら適切に対応していかないと、逆に民間事業者から裁判で訴えられた時に不利になるということもあるので、その点は十分に考慮をしながら進めていって欲しいです。学童の問題が全くないという認識ではないです。何かしらあるのだろうとは思っていますが、役所が介入できる部分とできない部分、議会が関われる部分と関われない部分、その線引きを私たちはしっかりしておかないと変なところに巻き込まれてしまう可能性があるんで、その辺は今後十分に配慮してください。仕様書も書き方を間違えれば、官製談合を誘導しているような書き方になるわけですから、そこももう1回、市のほうで担当の弁護士さんを雇っているようなので、そういったところと相談しながら、外から言われた時に十分対応できるように整備をお願いしたいということで、見解があればお聞きしたいです。

○平井こども未来部長 鈴木委員おっしゃるとおり、お子さんの安全安心を第一に考えまして業者さんの選定、また、保護者からの御意見、児童クラブに通っているお子さんの御意見をよく聞いて対応してまいりたいと考えてございます。

○矢口委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

○野中保育課長 先ほど根本委員の御質問のに回答することができなかった病児・病後児保育の体調不良児対応型の既存施設、3施設の人数をお答えさせていただければと思います。あおぞら保育園が80名、桜川保育園が90名、新生めぐみ保育園が90名、こちらは定員になるのですが、大体定員いっぱいぐらい預かっているような状況でございます。

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は、終了しました。それでは、そのほか何か執行部からございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですね。皆さんから執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上でこども未来部は終了します。暫時休憩いたします。

(執行部入替え)

○矢口委員長 再開いたします。その他について協議を行います。資料は、文教厚生委員会の今日のフォルダです。土浦市公共施設等再編・再配置計画の策定についてをお開きください。執行部より説明をお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 資料は、土浦市公共施設等再編・再配置計画の改定についてという資料を御覧ください。本日は当課で取り組んでおります土浦市公共施設等再編・再配置計画の改定について、対象施設が全ての常任委員会と関連がございますことから、現在の進捗状況や今後の予定等について御報告させていただきたいと存じます。まず、資料1ページをお願いいたします。1の計画改定の目的についてでございますが、土浦市公共施設等再編・再配置計画につきましては、令和3年度に策定いたしました土浦市公共施設等総合管理計画改訂版におきまして、目標として掲げております令和37年度における本市の公共施設総量の30パーセント縮減、また、施設配置の適正化、これらを推進するための実行計画といたしまして令和4年度に策定し、計画対象施設全部で188施設のうち、早急に検討が必要な10施設の配置方針を始め、基本方針や今後のスケジュール等について定めたものとなっております。残りの178施設につきましては、今年度から令和7年度の3年間で検討を行い、計画期間における各施設の配置方針を決定した上で、本計画の改定を行う予定でございます。2の計画期間につきましては、令和5年度から令和24年度の20年間、3の対象施設につきましてはインフラ施設を除く188施設としており、4の策定組織に記載がございます学識経験者等10名で構成されます外部会議でございます土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会、こちらにおいて協議、検討を行っているというような状況でございます。計画改定の内容につきましては、5番改定内容(予定)のとおりでございます。まずは、(1)類型別の方向性といたしまして施設を性質別に分類し、それぞれの類型別に方向性を定めた上で、それを踏まえて、(2)に記載がございます178施設の配置方針を決定したいと考えております。その他といたしましては、(3)に記載の推進体制、進行管理、こちらについてが予定している改定の内容となっております。6の改定スケジュール(予定)に記載がございますが、今年度は10月に第1回の策定委員会を開催しております。施設の利用状況あるいはコスト等に基づき類型ごとの現状と課題をお示ししながら、各類型の方向性について協議を行っているところで、年明けの来年2月に開催を予定しております。第2回目のこちらの策定委員会において類型別の方向性の素案をまとめる予定となっております。なお、この類型別の方向性の素案に対しまして3月にアンケート、4月に

説明会を予定しております。そこでいただいた市民の皆様からの御意見を踏まえまして、地区別あるいは集約、複合化等の様々な観点から個々の施設の配置方針を検討してまいりたいと考えてございます。資料2ページをお願いいたします。細かい資料で恐縮でございますが、こちらは策定委員会における現時点での類型別の方向性の検討状況となっております。時間の都合上、説明は省かせていただきますが、各内容につきましましては後程御覧いただければと存じます。また、先ほど説明させていただきましたとおり、年明け2月の策定委員会において、こちらの類型ごとの方向性について素案をまとめる予定となっておりますので、その内容については改めて御報告させていただきたいと存じます。資料3ページをお願いいたします。こちらのページから4ページにかけては、昨年度策定いたしました再編・再配置計画において、施設の配置方針をお示ししました10施設の今年度の検討状況となっております。表中、左から順に対象施設、配置方針、実施時期、ここまでは再編再配置計画からの抜粋となっております。一番右側の今年度の検討内容、こちらについて今回は御報告させていただくものでございます。現在、閉館、長寿命化等、各施設の配置方針に基づきまして具体的な取組方針を検討しているところでございますが、表中の特にオレンジの色つきで表示させていただいております生涯学習館、青少年の家、あと、4ページでございます勤労青少年ホーム、一番下の上大津支所、こちらにつきましましては現在の施設は閉館する方針としており、建物の老朽化や耐震性、利用状況など各施設の状況を鑑みまして、可能な限り早期の閉館を検討する必要があることから、閉館に伴う利用者の代替施設への移転の検討期間あるいは市民への周知期間、これらを考慮いたしまして、令和6年度末の閉館を検討しているところでございます。4ページでございます一番下の上大津支所、こちらにつきましましては、代替機能の確保といたしまして土浦市公共施設等総合管理計画においても言及しております公民館との複合化を検討することとしてございます。なお、その上にございます黄色の色つきで表示させていただいております療育支援センター、こちらにつきましましては、現在保健センターで実施しておりますことばの教室及び早期療育相談と集約する方針を示しており、三つの施設を集約した児童発達支援センターの整備について、施設の状況やサービス向上等の観点から、早急に検討する必要があるため、今後まずは立地、広さ、費用面などに基づきまして適切な集約場所の検討を行うこととしてございます。その他の施設につきましましては、それぞれの配置方針に基づきまして今年度の検討内容の欄に記載のとおり検討状況となっております。恐れ入りますが、資料5ページをお開きください。ただ今御説明させていただきました配置方針を閉館としております①に記載の4施設と集約化という方針を示しております②の療育支援センターにつきましましてはこちらの資料のとおり、年明け2月に開催いたします第2回の策定委員会におい

て、①の4施設については閉館時期を決定、②については候補地について協議する予定でございます。こちらにつきましては、決定内容及び検討状況について改めて御報告させていただきたいと存じます。

○矢口委員長 ただ今の説明について質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 本当にもう進めていかなければいけないことで、たくさんありますので大変だと思います。方向性が決まっていたら良いのですが、どちらかという統合したり、減らしていくという市の基本政策があると思いますが、新しいものを建ててこれを継承するというような何か予定が決まっているものはあるのですか。

○元川行革デジタル推進課長 現時点では、今ある施設をどうしていくかという視点で検討をしているところでございます。ただ、委員のほうからは新たなニーズ、例えば若い方のニーズや今後累計で検討していく中で余剰がある部分のサービス、あとは結構活用されているようなサービスが出てくるかと思っておりますので、その辺でもし不足などがあった時には、それ単独の施設になるかどうかというのはまだ全然見当はつきませんが、改修や長寿命化が予定しているものに組み込んだり、いろんな視点で検討していくようになるかと存じますが、今の時点で新たに施設を単独で建てるというような想定は今のところはしておりません。

○勝田委員 低未利用地の利用に関して、何か市のほうでお建てになることもあるのかなと思ったので聞いたわけでありますが、現状ではまだ分からないということでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 はい。

○鈴木委員 策定委員のメンバーというのは、土浦市内の人が多いのですか。

○元川行革デジタル推進課長 今は10名でお願いしてまして、お二人、委員長、委員長は筑波大の先生ということで、市外の方になります。あと、建築士会の幹事の方1名、議会からは篠塚議員さんに入っていて、地区長連合会の会長は五中地区の方、商工会議所の会頭、青年会議所の副理事長、女性団体から会長、PTA子育てネットワークの委員長は市内の方、常陽銀行の土浦支店の支店長というようなメンバーになっております。

○鈴木委員 まず、市内の公共施設のことを決めるのに外部の人が多いといかかなものかなと思ったのですが、取りまとめで筑波大の先生方が入るのは非常に良いと思うので、そこはメンバーを聞いて安心しました。外部組織の策定委員会に出す素案の部分、これは市役所内部の部課長さんたちである程度話し合ったものを出していくのですか、それとも、コンサルさんに頼んでいるのでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 策定支援でコンサルに入っていておりますが、今までの流れやり方で申し上げますと、今おっしゃったとおり、まずその内部の検討

会議というのがございます。メンバーは副市長、教育長、部長級の職員等により編成されておりまして、そこで外部の委員会に出す議案や資料などを検討、協議した上で、外部に諮ってというような、それを繰り返して形にしていくような想定でございます。

○鈴木委員 まさにそのとおりで、実際に使い勝手が良い悪いとか、この施設が必要であるとか、新たな形で別なものが必要などということは、今現在働いている役所の方々が一番分かっていると思うので、まずその人達の判断が一番大事だと思います。その判断に基づいて外部組織で違う目を見ていただいて、形を作っていただくのがとても大切だと思います。市が今使わない施設をたくさん抱えてて、財政的にも重たくなってくる部分があれば、少しでも売却できるものは売却して軽くしていくなど、そういったことは部課長さんたちの知恵によるところが多いと思うので、まず内部で十分検討して、外部組織に素案を送るようお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 御意見ありがとうございます。今おっしゃるとおりで、我々行革デジタル推進課だけで決められる部分というのはほとんどなくて、先ほどの資料の細かい2ページの類型別の方向性、こちらを決めるに当たりまして、まずは関係する課に全部ヒアリングをした上で、同じ方向を向いていただいて、徐々に先ほどの内部会議、外部会議に上げていくようなことで、できるだけ丁寧に進めているつもりですので、今後も肝に銘じて努めてまいりたいと思います。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、この件はここまでとさせていただきます。以上で提出された資料の説明は、終了しました。委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。